

巻頭
特集
P02~

人生100年時代

高年齢者がいきいきと輝ける 生涯現役社会の 実現に向けて



Contents

特集 人生100年時代! 高年齢者がいきいきと輝ける生涯現役社会の実現に向けて > 02

働き方改革・人材確保・人材育成 > 04

創業支援・販路拡大・経営支援など > 05

助成金・補助金など > 07

事務所の義務など > 08

お知らせ > 10

生涯現役社会の 実現に向けて

少

子高齢化に伴う労働人口の減少問題について、現在、政府は高年齢者雇用安定法において、65歳までの雇用確保を企業に義務付けています。そして令和3年4月からは、希望する高年齢者が70歳まで働き続けられる環境の確保を努力義務とすることを加えました。そんな中、既に定年延長制度を導入している企業にインタビューしました。

Interview

セイコー運輸株式会社

【本社：鹿児島市谷山港／事業内容：貨物運送事業
従業員数：165名(うち61～65歳：16名、66～70歳：4名)】

「経験値と比例して、会社への貢献度も
あげていただいています」 — 大脇さん

「健康面も自己管理しながら、皆と協力して
働きたいです」 — 上大川さん



総務部主任
大脇敏治さん(51)



倉庫作業員
上大川敏郎さん(66)

Q 67歳定年制を導入した時期ときっかけを教えてください。

A (大脇さん)平成29年の12月から導入しています。それまでは60歳で定年、65歳まで希望者のみ継続雇用という形でした。年々社員の年齢が上がり、当時は定年に近づいてる人がかなり多くなっていました。募集をかけてもなかなか若年層が入ってこず、このままでは人材不足になってしまうという懸念と、今は65歳を超えても皆さん結構お元気なこともあり、定年の引上げに至りました。また、社会保険労務士の方から65歳超雇用推進助成金の話を聞き、申請しようと思ったこともきっかけです。67歳の定年後は、基準に該当する人を70歳まで継続雇用という形で勤務してもらっています。

Q 導入後の従業員の意識の変化はありましたか？

A (大脇さん)従業員の中には出来るだけ長く働きたいという人もいましたので、定年が引き上げられたことでやりがいも維持できているのではないかと思います。また賃金面については、定年を過ぎても同じ仕事をしている以上は同じ賃金で働いてもらっています。また、勤続給もつけているので、そういった面でのモチベーションは維持してもらえると考えています。

Q 上大川さんの仕事内容と、働く上で気をつけていることを教えてください。

A (上大川さん)平成10年2月にドライバーとして入社し、平成18年から倉庫作業員として働いています。荷物が到着して、その日の配車によって伝票を確認しながら運転手が仕事をしやすいように荷物を仕付けています。基本的に勤務時間は早朝4時から14時までですが、連休前などは荷物が倍以上届くので、もっと早く出社することもあります。一番気をつけていることはやはり安全面です。フォークリフトで荷物を運ぶ時など、事故が起きないように神経を使います。若い時はがむしゃらに働いていましたが、年齢と共に経験も積んでいくので、自分の体力も考えながら働いています。自分の健康は自分で管理するものなので、健康診断も定期的に受け、休みの日は体体温存のために睡眠をしっかりとしています。



事業主の皆さまへ

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます。

義務

65歳までの雇用確保



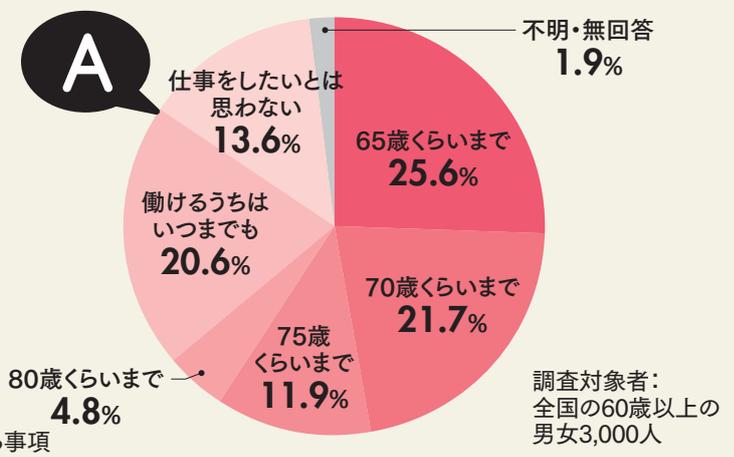
努力義務

70歳までの就業確保

改正のポイント

Q 何歳まで働きたいですか？

内閣府：高齢者の経済生活に関する調査(令和元年度)／仕事に関する事項



Q 同僚との年齢差で配慮されていることはありますか？

A (上大川さん) 同僚には30代、50代がいますが、**仕事をしている時は集中していますので年齢など考えていませんね。**運転手が出発する時間は決まっていますので、**運転手が焦らないように、事故原因を作らないように皆で協力しながら仕事を進めています。**もちろん若い社員を指導することもあります、嫌な顔一つせずに納得してくれています。

A (大脇さん) 上大川さんには現場の指導的なこともお願いしています。やはり**年長者が指導するのと、若年者が指導するのでは同じ内容でも反応が全然違います**よね。上大川さんみたいな方がいると本当に助かります。

Q 今後の展望を教えてください。

A (大脇さん) 生涯現役社会とよくいわれますが、**実際のうちの会社の中では生涯現役でできる職種は限られています。**社会的に高齢者の交通事故が増えている中、**何歳になってもドライバーをしてもらうというわけにはいかないのが実情です。**本当は長く働いてもらいたいのですが…。そういったことから今は67歳でいったんドライバーとしては

退職していただくか、その方の**体調をみながら半年ずつ伸ばしたり**しています。今後はその時の状況次第ではありますが、**上大川さんのように他の職種に転換してもらうこともある**と思います。

Q 上大川さんの今後の目標は？

A (上大川さん) これからも今と変わらず、**健康面にも気をつけながら無理のない範囲で仕事をしたい**と思っています。

(大脇さん) あと5年はいけますよね(笑)

(上大川さん) こき使うつもりやっど(笑)



65歳超雇用推進助成金って？

意欲と能力のある高齢者の雇用安定のため、措置を講じる事業主に対して助成金を支給しています。

①65歳超継続雇用促進コース……

(1)65歳以上への定年引上げ、(2)定年の定め廃止、(3)希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成を行うコース

②高齢者評価制度等雇用管理改善コース……

高齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して、一部経費の助成を行うコース

③高齢者無期雇用転換コース……

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成を行うコース

※65歳超雇用推進助成金の問い合わせ先については、高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部高齢・障害者業務課(TEL:099-813-0132)までお願いいたします。



制度の概要と説明動画についてはコチラ



70歳雇用推進マニュアルと事例集についてはコチラ



所管：独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構

Point 70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設されました。

(1)70歳までの定年引上げ、(2)定年制の廃止、(3)70歳までの継続雇用制度の導入(4)70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入(5)70歳まで継続的に次の事業に従事できる制度の導入(a.事業主が自ら実施する社会貢献事業 b.事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業)

詳しくはコチラ



まとめ

高齢者が長く働ける環境を整備することは、労働力の確保だけでなく、若年層にとっても将来安定して長く働ける職場としてモチベーションの維持が期待できます。全世代が安心していきいきと活躍できる職場作りが、これからの企業発展の要といえます。

働き方改革・人材確保・人材育成

相談

～パートタイム等で働く方、パートタイム労働者を雇用されている事業主の皆様へ～
均等・均衡待遇に関する特別相談窓口が開設されました！

2020年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行されています。(中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から)これにより、正規雇用と非正規雇用の間の不合理な待遇差が禁止され、正規雇用との均等・均衡待遇が求められます。

鹿児島労働局では、働く方々や企業の担当者からの疑問や相談にお答えするための特別相談窓口を以下のとおり開設しています。(併せて中小企業の皆様の取組を支援するために鹿児島県社会保険労務士会に委託して鹿児島働き方改革推進支援センターも開設していますので、積極的なご活用をお願いいたします。)

【受付時間】8時30分～17時15分(土日祝日、年末年始を除く) ☆まずはお電話でご相談ください

パート・有期雇用労働法については… 改正労働者派遣法については…
☎ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎ 099-223-8239 ☎ 鹿児島労働局需給調整事業室 ☎ 099-803-8711

◇鹿児島働き方改革推進支援センター
☎ 0120-221-255 (受付:月曜～金曜の9:00～17:00/祝日を除く)
*改正法の詳細は厚生労働省HP「同一労働同一賃金に関する特集ページ」をご覧ください。

詳しくは
Check!



支援

ワーク・ライフ・バランス推進のための無料アドバイザーを派遣します

「働き方を見直し、若い人に魅力ある職場にしたい」「従業員が長く働き続けるための職場にしたい」など、ワーク・ライフ・バランスの推進に意欲のある事業所に、アドバイザー(社会保険労務士など)を派遣します。ご利用は無料、先着順です。お気軽にお申し込ください。

【内容】相談回数:1事業所あたり3回まで。1回あたり2時間程度

〈具体的な相談例〉

- ワーク・ライフ・バランスといっても、具体的に何から始めたらいいの?
- 使えそうな助成金や就業規則の見直し、社内研修などを実施したい
- すでに様々な取組みをしているが、実際に従業員がどのように感じているか知りたい

料 無料
申 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、下記問合せ先へ提出(申込用紙は市ホームページからダウンロード可能)
☎ 鹿児島市雇用推進課
☎ 099-216-1325

詳しくは
Check!



支援

キャリアを描く「ジョブ・カード」を活用しませんか?

社員のキャリア形成・能力開発を支援し、人と組織を活性化するためのツールとして「ジョブ・カード」を活用しませんか?人材確保におけるマッチングの向上、人材育成や人事評価、社員のモチベーションアップや定着支援に繋がることが期待されます。厚生労働省が示す全国共通の様式は、通常の履歴書などと比べて項目も細かく分かれていますので、まずは、「ジョブ・カード制度総合サイト」のホームページ(<https://jobcard.mhlw.go.jp/>)で参照ください。

また、LINEの公式アカウントでも、ジョブ・カード作成のアドバイスや、活用に向けたお役立ち情報も入手できます。

☎ 鹿児島労働局訓練室
☎ 099-219-8711



詳しくは
Check!



支援 新たなビジネス創出に向けた取組をサポートします！

鹿児島市では「食・ヘルスケア・環境」などの成長分野における新たな産業を創出するため、多様な企業が参画する2つのコミュニティ【ヘルスケア産業部会】【新事業展開部会】を運営し、会員の新たなビジネス創出に向けた取組をサポートしています。会員は、随時募集しています。

【ヘルスケア産業部会】

趣旨：健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資する新たなヘルスケアサービス・製品など、ヘルスケア産業の創出を促進する

【新事業展開部会】

趣旨：既存の事業分野と、新たな技術や異なる事業分野とのかけ合わせによる、「食・ヘルスケア・環境」分野での新たな事業展開を促進する

④ 部会の趣旨に賛同いただける方で、次のいずれかに該当する方

- ① 市内で、新たなビジネスの創出に取り組む者で、本市に本社若しくは事業所を有する法人又は本市に住所を有する個人
- ② 前号に掲げる者との連携を希望する法人又は個人(市外の企業等も可)
- ③ その他産業支援機関や関係団体

⑤ 料 無料

⑥ 申 申込用紙は市ホームページからダウンロード。メール又はファックスにて鹿児島市産業創出課へ送付

⑦ 問 鹿児島市産業創出課

☎ 099-216-1319 FAX) 099-216-1303

✉ e-mail) san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

詳しくは
Check!



支援 売上拡大や経営改善などの課題解決を支援します

鹿児島県よろず支援拠点では、販路開拓や店舗ディスプレイ、デザインなどの各専門分野のコーディネーターが、中小企業・小規模事業者の経営のご相談に応じています。相談は何度でも無料で、徹底的にサポートします。また、新しいビジネスを生み出すアイデア発想法やマーケティングの仕方、SNSを活用した広報など、皆様の事業に役立つオンラインミニセミナーを毎月8回程度開催しています。まずは気軽にお電話ください。

[受付時間] 8時30分～17時15分(土日祝日、年末年始を除く)

国〔中小企業庁〕が設置している無料経営相談所です！

経営に関するお悩みは

販路拡大 資金繰り デザイン・SNS ECサイト など

私たち **カゴよろ** の専門家にお任せください

スッキリ



所 鹿児島市名山町9番1号(県産業会館1階よろず支援拠点)
問 鹿児島県よろず支援拠点(公財)かごしま産業支援センター
☎ 099-219-3740
✉ e-mail) yorozu@kisc.or.jp

詳しくは
Check!





企業の成長発展を人材面でサポートします

プロフェッショナル人材戦略拠点では、地元の金融機関と連携して、プロ人材の採用ニーズのある企業の掘り起こしを日々行っています。高い成長力を持つ企業や新たな経営戦略・プロジェクトなどに取り組もうとしている県内企業と、プロ人材とのマッチングをサポートします。平成28年1月の拠点開設以来、1,101件の企業訪問や相談対応を行い、228件(人)のプロフェッショナル人材の採用成約が実現しました(令和2年12月末現在)。

会社の経営課題解決に向けて、専門知識や経験等を持ったプロフェッショナル人材の採用を検討している企業の皆さまのご相談を、スタッフが電話や訪問によりお受けいたします。

〈経営課題にチャレンジ〉

- 販路を拡大したい
- 新規事業、新商品を開発したい
- 事業を再生させたい
- 経営者の右腕がほしい
- 事業承継したい など

詳しくは
Check!



☎ (公財)かごしま産業支援センター 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点
☎ 099-219-9277
✉ e-mail projinzai@kisc.or.jp



税の優遇措置が受けられます!

下記の地域等において施設や工事、設備などの新增設を行い、一定の要件を満たす場合、税の優遇措置が適用されます。適用されるためには、着工前に県や市の認定、指定等を受ける必要があります。要件など詳しくは、お早めにお問い合わせください。

地 域	対象業種等	主な税の優遇措置
半島振興対策実施地域【喜入地域、松元地域、郡山地域、桜島地域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等(コールセンター含む)	所得税、法人税の割増償却(税務申告前に要相談)、不動産取得税、事業税、固定資産税の不均一課税
過疎地域【旧桜島町】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業	所得税、法人税の特別償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の課税免除
地方活力向上地域【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】	本社機能(企業の調査・企画・管理等の部門、研究・研修所など)	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の不均一課税
地域未来投資促進法に基づく促進区域【国立公園区域(桜島)の一部を除く本市全域】	電子関連、自動車関連、食品関連、健康・医療関連、航空機関連、情報通信関連、環境・エネルギー関連、観光関連	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の課税免除
市内全域(生産性向上特別措置法に基づく特例措置)	全業種	固定資産税の課税標準額をゼロに軽減

〈お問い合わせ先〉

地 域	対象業種	窓 口	電話番号
半島振興対策実施地域 過疎地域	情報サービス業等	産業創出課	216-1314
	製造業(立地協定締結企業)		
	上記以外製造業	産業支援課	216-1323
	旅館業		216-1322
	農林水産物等販売業		桜島農林事務所
		東桜島農林事務所	221-3369
		喜入農林事務所	345-3761
松元農林事務所		278-5429	
地方活力向上地域	全業種	郡山農林事務所	298-4861
		産業創出課	216-1314
地域未来投資促進法に基づく促進区域	全業種	産業政策課 ^(※)	216-1318
市内全域(生産性向上特別措置法に基づく特例措置)			

※業種によって窓口が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

詳しくは
Check!



助成金・補助金など

支援

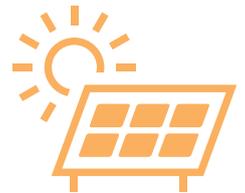
2050年ゼロカーボンシティかごしまの実現を目指しましょう ～CO₂排出量の削減のための各種助成をご活用ください～

鹿児島市再生可能エネルギー推進課では、ゼロカーボンシティかごしまの実現に向け、CO₂排出量の削減を図る各種助成を行っています。助成には事前申請が必要です。詳細はホームページをご覧ください。鹿児島市再生可能エネルギー推進課までお問い合わせください。

※令和3年4月以降の各種助成受付は、議会による令和3年度予算議決が前提となります。

【太陽光deゼロカーボン促進事業補助金】

太陽光発電システムの新設に対して助成します。



【次世代自動車等普及促進事業補助金】

燃料電池自動車、電気自動車、クリーンディーゼルトラックなどの購入・リースに対して助成します。



☎ 鹿児島市再生可能エネルギー推進課
☎ 099-216-1479

助成

増設・新設をご検討中の事業主様へ 鹿児島市企業立地促進補助金をご活用ください

鹿児島市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。令和元年度より製造業の交付要件が緩和されておりますので、詳しくはお問い合わせください。

対象業種等	要 件	補助限度額
① 製造業	新規雇用者が11人以上[市内企業は6人以上(中小企業の場合は3人以上)*]	6,000万円
	新規雇用者が30人以上で設備投資が10億円以上	6億円
② 情報通信関係 デザイン・コンテンツ業	新規雇用者が6人以上(デザイン・コンテンツ業は3人以上)	6,000万円
	新規雇用者が30人以上で設備投資が10億円以上	3億円
③ コールセンター 事務処理センター	新規雇用者が30人以上(中心市街地に立地する場合は11人以上)	3億円
④ 本社機能 (企業の調査・企画・管理等の部門、 研究所、研修所など)	新規雇用者が10人以上(中小企業は5人以上)	3億円

※市内製造業特例適用の場合は、設備投資額1億円以上が要件となります。

【①～④の共通要項】

原則として、事業用の新たな用地等を取得または賃借した後3年以内に操業を開始すること。市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること。

新規雇用者の人数要件はかごしま連携中枢都市圏構成市(鹿児島市、いちき串木野市、日置市、始良市)の市民が対象(ただし、半数以上は鹿児島市民であること)。



☎ 鹿児島市産業創出課
☎ 099-216-1314

事務所の義務など

法改正

令和2年6月1日からパワーハラスメント対策が事業主の義務となりました ～セクハラ、妊娠・出産、育休等ハラスメントの防止対策も強化されました～

職場におけるパワーハラスメントについては、労働施策総合推進法の改正により、防止措置を講じることが事業主の義務となりました。事業主の皆さまにおかれては、セクハラ、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメントと同様に、パワーハラスメントについても防止措置を講じてください。

法律の施行日は、令和2年6月1日です。中小企業は、令和4年4月1日から義務となり、それまでの間は努力義務です。

[職場におけるパワーハラスメントとは?]

以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③ 労働者の就業環境を害すること

※ただし、適正な範囲の業務指示・指導についてはパワーハラスメントには当たりません

また、セクハラ、妊娠・出産、育休等ハラスメント防止対策は以下のとおり強化されました。

- ① セクハラ等を行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めなければならないと明確化されたこと
- ② 事業主にセクハラ等について相談した労働者に対して、事業主が不利益取り扱いを行うことが明確に禁止されたこと 等です。

～ポータルサイト「あかるい職場応援団」や厚生労働省HPには、パワーハラスメントに関する情報や、社内研修用の動画・資料を掲載しています。ハラスメント防止体制整備や社内研修に活用してください。～



問 鹿児島労働局雇用環境・均等室
☎ 099-223-8239

義務

労働保険の手続きはお済みですか？

労働保険は労働災害補償保険（労働者災害補償保険）と雇用保険を総称したものであり、正社員、パート、アルバイトに関わらず、労働者を1人でも雇っている事業場は、（農林水産業の一部を除き）加入する義務があります。

まだ加入手続きを行っていない事業主の方、起業して新たに労働者を雇った事業主の方は、速やかに手続きをお願いします。

労働保険の各種手続きは、電子申請・電子納付によっても行うことができます。

電子申請の詳しい内容については、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」電子申請のページ（<https://www.e-gov.go.jp>）又は厚生労働省HPをご覧ください。

※労働保険の手続きは、社会保険労務士または労働保険事務組合（商工会等）に委託して行うことも可能です。労働保険事務組合に委託する場合、事業主・家族労働者等も労働災害補償保険に特別加入することが可能です。

問 鹿児島労働局労働保険徴収室
☎ 099-223-8276

又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで

厚生労働省HP
<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 検索

電子申請
はこちら





法人市民税のご案内

法人市民税は、市内に事務所・事業所等がある法人等に課税される税で、資本金等に応じて負担する均等割と法人の所得に応じて負担する法人税割があります。

鹿児島市内に法人を設立したとき、または、事務所や事業所を設置したときは、「法人等設立(設置)申告書」の届出が必要です。詳しくは鹿児島市HP「法人市民税」で検索してください。

◆納税義務者は次の通りです。

納税義務者	均等割	法人税割
(1) 市内に事務所や事業所がある法人	○	○
(2) 市内に寮・宿泊所等がある法人で事務所や事業所がないもの	○	
(3) 市内に事務所や事業所がある公益法人等または法人でない社団等で、収益事業を行っているもの	○	○
(4) 市内に事務所や事業所がある公益法人等で、収益事業を行わないもの	○	
(5) 市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者		○

※法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになっています。

詳しくは
Check!



☎ 鹿児島市市民税課諸税係
☎ 099-216-1172



ご存知ですか?事業所税

事業所税とは人口30万人以上の都市等で、都市環境の整備および改善に関する事業の費用に充てるための目的税です。一定規模を超える事業所または事務所等において事業を行う法人または個人は納税が義務づけられています。事業所税は建物の所有者でなく、実際にそこで事業を行う法人や個人が納税義務者となります。

[申告・納付期限]

法人:事業年度終了の日から2カ月以内

個人:翌年の3月15日

詳しくは
Check!



☎ 鹿児島市役所市民税課諸税係
☎ 099-216-1172

	資産割	従業者割
課税標準	市内の事業所用家屋の合計床面積(m ²)	従業者給与総額(円)
税率	600円/m ²	0.25%
課税対象	市内の事業所用家屋の合計床面積が1,000m ² を超える事業所または事務所等	市内の合計従業者数が100人を超える事業所または事務所等



マイナンバー、集める前に要チェック!

マイナンバーの安全管理の対応は、従業員を雇用する全ての事業者が必要です。事業者の皆さまは、社会保障や税の手続を行うため、従業員からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。内閣府ホームページではマイナンバー収集に関してのパンフレットが公開されています。マイナンバーを集める前にチェックしましょう!

マイナンバー導入チェックリスト(例)

【担当者の明確化と番号の取得】

- マイナンバーを扱う人を決めましょう(給料や社会保険料の事務を行う人など)。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的(「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」など)を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。



詳しくは
Check!



☎ マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

お知らせ

募集 高齢者の元気応援協賛店を募集しています!

鹿児島市では、高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するため、70歳以上の高齢者を対象に優待サービスを行うスポーツ・文化施設の協賛店を募集します。

[協賛店の対象]

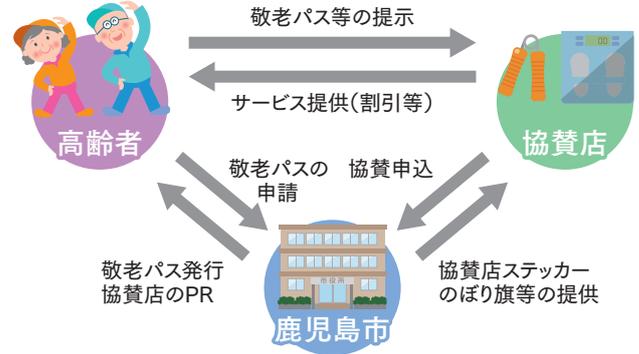
市内に店舗や設備を有するスポーツ・文化施設

[優待サービス内容]

割引や無料体験など、店舗などのご都合に合わせて自由に設定可能

[協賛店のメリット]

店舗等の名称、所在地、電話番号、優待サービス内容などを市のホームページやパンフレットに掲載してPRします。お客様の少ない時間帯の顧客拡大等に有効活用いただけます(登録店舗等には登録証、のぼり旗、ステッカー交付)



☎ 所定の申込書を長寿支援課まで提出(申込用紙は市ホームページからダウンロード可能)。郵送、FAX、メール可

☎ 鹿児島市長寿支援課

☎ 099-216-1266

[FAX] 099-224-1539

[e-mail] chouju-iki@city.kagoshima.lg.jp

詳しくは Check!



お知らせ 鹿児島市オープンデータをご活用ください!

鹿児島市のホームページでは、以下のデータを公開しています。スマホ用のアプリなど、市民生活に便利なサービスの開発等に、ぜひご活用ください!(ホームページには活用事例やアイデアコンテスト優秀作品も掲載)

- ①地図情報データ(航空写真データ、地形図データ)
- ②施設情報データ(公共施設位置情報など)
- ③生活情報データ(市電・市バス停留所位置情報など)
- ④防災情報データ(避難所位置情報など)
- ⑤観光情報データ(観光施設等位置情報・画像データ)
- ⑥各種調査結果(道路交通量調査など)

また、今後公開してほしいデータについての要望などがありましたら、ホームページのアンケート回答フォームよりご自由にご意見をお寄せください。

詳しくは Check!



☎ 鹿児島市ICT推進室

☎ 099-216-1115

鹿児島市オープンデータ

検索

相談 次世代への事業引継ぎ等のお悩みをお気軽にご相談ください!

鹿児島県事業引継ぎ支援センターは、次世代への事業引継ぎ等に関する様々な課題解決を支援する公的相談窓口です。中小企業や小規模事業者の事業引継ぎの実務に精通した専門家が、秘密厳守・無料で相談を承りますので、お気軽にご相談ください。

こんな悩みを抱えていませんか?

自社を他の企業に譲りたいが、どのように進めていけばよいか?

他の企業を譲り受けたが、どのように進めていけばよいか?

後継者がいない。今後、会社は存続していきけるだろうか?

個人事業主でも相談してもらえるのか?

☎ 鹿児島県事業引継ぎ支援センター(鹿児島商工会議所内)

☎ 099-225-9534 [FAX] 099-227-1977

[e-mail] k-hikitsugi@chic.ocn.ne.jp

詳しくは Check!



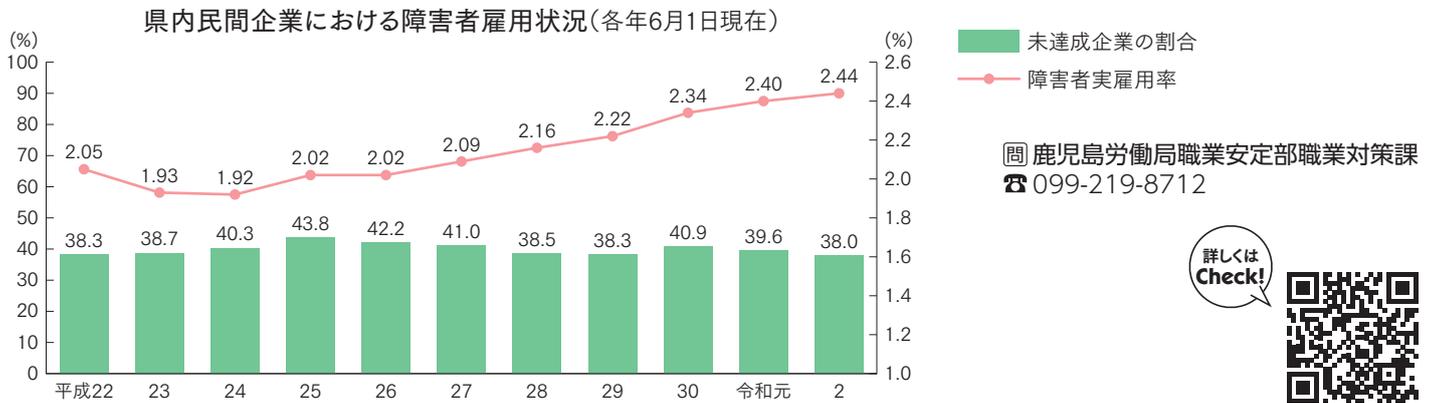


令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられます

鹿児島県内の民間企業の障害者の実雇用率は、2.44%（令和2年6月1日現在）と、法定雇用率2.2%を上回っています。しかしながら、個別の企業でみると38.0%の企業が法定雇用率を達成できていない状況です。この、法定雇用率が令和3年3月1日から2.3%に引き上げられます。

障害者を雇用しなければならない民間の事業主の範囲も従業員45.5人以上から43.5人以上へと広がります。

事業主の皆様におかれましては、雇用支援制度等を活用しながら、障害者雇用の促進に努めていただきますようお願いいたします。



福利厚生制度の充実で明るい職場&業績アップ! よかセンター鹿児島に入会しませんか?

公益財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター(よかセンター鹿児島)は、企業の福利厚生を充実させるため、鹿児島市が設立した公益財団法人です。ぜひご活用ください。

[会費] 入会金: 1人300円(入会時のみ) 会費: 1人600円(月額)

※会費は、税法上、損金または必要経費として処理できます。

[お祝い給付]

給付項目	給付金額
結婚祝金	20,000円
出産祝金	10,000円
小学校入学祝金	10,000円
中学校入学祝金	10,000円
成人祝金	5,000円
銀婚祝金	10,000円
勤続祝金	3,000~10,000円
還暦祝金	10,000円

[お見舞い・お悔み給付]

給付項目	内容	給付金額
傷病給付金	休業14日以上	10,000~35,000円
障害給付金	不慮の事故	300,000円以内
	交通事故	500,000円以内
住宅災害給付金	火災等	200,000円以内
	自然災害	60,000円以内
死亡給付金	会員の死亡	100,000~500,000円
	配偶者の死亡	50,000円
	父母の死亡	10,000円
	子の死亡	20,000円

[健康助成]

- ・職場健康診断助成
- ・温泉入浴回数券割引
- ・各種検査(人間ドック、PET、脳ドックなど)

[各種イベント開催]

- ・グルメ、パーティー、味覚狩り等
- ・スポーツ大会(ソフトボール、ボウリング等)
- ・料理教室、収穫体験等
- ・チケット割引(コンサート、映画、テーマパーク等)
- ・宿泊費助成

私たちの手で、働きやすく、暮らしやすく
~福利厚生のことなら~

よかセンター鹿児島

健康 共済給付金 チケット グルメ 宿泊

社員の充実した福利厚生・暮らしをサポート!

よかセンター鹿児島
0120-850-154

詳しくは Check!



問 よかセンター鹿児島
(鹿児島市中央町10番地
キャンセル7階)
☎ 0120-850154
☎ 099-285-0003

Pick
up

新社会人の皆様、ぜひ参加してみませんか？ 「2021鹿児島市新就職者激励大会」

鹿児島市では、ハローワークや経済団体等と共催で、鹿児島市の事業所に就職する若人の門出を祝福し、激励するため、「2021鹿児島市新就職者激励大会」を開催します。今春採用予定の新社会人の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日時 令和3年3月26日(金)

第1組 10時～12時50分

第2組 14時30分～17時20分

※新型コロナウイルス感染症対策のため2組に分けて実施します

会場 鹿児島市勤労者交流センター 多目的ホール
(中央町10番地キャンセビル8階)

参加費 無料

申込方法 3月1日(月)から17日(水)までに、事業所ごとに参加申込書を取りまとめ、申込
※定員がありますので、お早目にお申込みください。

**申込み・
問い合わせ** 大会実行委員会事務局(鹿児島市雇用推進課内)
山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 ☎099-216-1325 FAX099-216-1303
メール koyosuishin@city.kagoshima.lg.jp

社会人としての心構えや
ビジネスマナーが
学べます！
(名刺交換、来客対応など)



詳しくは
Check!



鹿児島市職人等魅力発信サイト



ものづくりの仕事や職人等の魅力を情報発信しています

職人
ものづくりを支える職人・技能職の魅力
鹿児島市職人等魅力発信サイト

詳しくは
Check!



【お問い合わせ】
鹿児島市雇用推進課
☎ 099-216-1325
FAX 099-216-1303



鹿児島市の仕事に関する情報の道案内サイトです



かごしま市しごと情報ナビのご案内

労働局やハローワーク、県や関係機関などを含めた市内の仕事に関する情報について、仕事探しやスキルアップ、人材確保など、求職者や事業者の目的別に案内しています。ぜひご活用ください。

詳しくは
Check!



しごと情報ナビ

検索

■発行/鹿児島市産業振興部 雇用推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(みなと大通り別館5階) TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303
「かごしま市中小企業のひろば」は、ホームページでもご覧いただけます。http://www.city.kagoshima.lg.jp

■制作/斯文堂株式会社